

宮代町議会議員各位

宮代町議会議長 田島正徳

新型コロナウイルスに対する宮代町議会における対応について（通知）

政府は、新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民が一丸となって、新型コロナウイルスへの感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を整理し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」（令和2年3月28日）を示すとともに、4月7日から5月6日までの期間を緊急事態措置を実施すべき期間としたところで

す。  
現状は、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が発生しているなど大規模な感染拡大を防止する上で、重要な局面にあり、宮代町をはじめ隣接する自治体全てにおいて感染者が発生する事態となっています。

このような危機的事態を受け、町議会としても去る4月15日及び28日に議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長による緊急対策会議を行い、議員各位の危機管理体制を含め、下記のとおり基本的な方針を定めたところでございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

**1 町議会としての危機管理**

- (1) 議員本人が発熱等の風邪症状が見られる場合は、本会議や委員会への出席の自粛を要請する。
- (2) 議員は、次に掲げる事項に該当する場合に必ず町議会事務局に申し出るものとする。
  - ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
  - ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
  - ③家族に上記2点の症状がある人がいる。
- (3) 議員が新型コロナウイルスに感染した場合は、議長、副議長及び町議会運営委員会において、日程変更も含めた対応態勢を検討する。

**2 本議会・委員会運営**

**(1) 手洗い・咳エチケットの徹底**

議員においては、議場や会議室の周辺に設置しているアルコール消毒液を積極的に使用するなど、手洗い・咳エチケットを徹底する。

**(2) マスクの着用**

飛沫感染等を防止する観点から、マスク着用にて議会に臨むこととする。

### (3) 傍聴者対応

- ①傍聴者に対しては、傍聴自体を拒否するものではないが、町HP等において自粛要請を呼びかける。
- ②議場の3密を避ける観点からも、傍聴人数の制限を実施する。
- ③傍聴受付場所においては、発熱等体調不良が認められる方の傍聴の遠慮を要請するとともに、マスク着用要請を記載した貼り紙等を行う。
- ④②及び③の対応についても、事前に町HPに掲載していくものとする。

### (4) 会議室等の換気

本会議場や休憩室等の換気には極力配慮して実施する。

また、本会議中の昼食場所については、従来の研修室に加えて、集会室及び議員室兼図書室においてもとれることとし密集を避けるものとする。

## 3 執行機関との情報収集・問合せ

### (1) 議員から執行機関への問合せ（議員⇒執行機関）

議員から執行機関への意見・要望、問合せについては、議員が個々に問合せを行うことで、執行機関の新型コロナウイルスへの迅速な対応に影響を与えかねないと思われる。そのため、緊急の場合を除いて、新型コロナウイルスに関する執行機関の問合せ等は、町議会事務局で集約し、該当する所管課に一括して依頼又は照会するものとする。休日夜間において緊急を要する場合は、議長へ連絡する。

なお、特定の患者に関する問合せには対応しない。

### (2) 執行機関から議員への情報提供

執行機関から議員への情報提供は、メールやFAXなどを活用して統一的に行うものとする。